

事務連絡
令和2年7月16日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その2)

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

(令和2年7月14日付け事務連絡から、別紙1及び別紙2を更新)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

事務連絡
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

(1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・ 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・ 暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・ 暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- (3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

- (4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

※追加市町村等は赤字部分

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		中津川市
3		恵那市
4		飛騨市
5		郡上市
6		下呂市
7	福岡県	大牟田市
8		八女市
9	熊本県	八代市
10		人吉市
11		水俣市
12		上天草市
13		天草市
14		葦北郡芦北町
15		葦北郡津奈木町
16		球磨郡錦町
17		球磨郡多良木町
18		球磨郡湯前町
19		球磨郡水上村
20		球磨郡相良村
21		球磨郡五木村
22		球磨郡山江村
23		球磨郡球磨村

24		球磨郡あさぎり町
25		荒尾市
26		玉名市
27		山鹿市
28		菊池市
29		玉名郡玉東町
30		玉名郡南関町
31		玉名郡長洲町
32		玉名郡和水町
33		阿蘇郡南小国町
34		阿蘇郡小国町
35	大分県	日田市
36		由布市
37		玖珠郡九重町
38		玖珠郡玖珠町
39	鹿児島県	出水市
40		伊佐市
41		曾於市

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	長野県後期高齢者医療広域連合
2	岐阜県後期高齢者医療広域連合
3	福岡県後期高齢者医療広域連合
4	熊本県後期高齢者医療広域連合
5	大分県後期高齢者医療広域連合
6	鹿児島県後期高齢者医療広域連合

別紙2（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

※追加健保組合等は赤字部分

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

1	ADEKA健康保険組合	東京都
2	ANAウイングス健康保険組合	東京都
3	ANAグループ健康保険組合	東京都
4	azbilグループ健康保険組合	東京都
5	C&Rグループ健康保険組合	東京都
6	CTCグループ健康保険組合	東京都
7	DOWA 健康保険組合	東京都
8	GLV 健康保険組合	東京都
9	GWA 健康保険組合	東京都
10	H.U.グループ健康保険組合	東京都
11	HOYA 健康保険組合	東京都
12	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
13	IHIグループ健康保険組合	東京都
14	JMA 健康保険組合	神奈川県

15	JVC ケンウッド健康保険組合	東京都
16	JXTG グループ健康保険組合	神奈川県
17	KOA健康保険組合	長野県
18	KYB 健康保険組合	岐阜県
19	LIXIL健康保険組合	東京都
20	MBK 連合健康保険組合	東京都
21	NIPPO健康保険組合	東京都
22	NOK 健康保険組合	東京都
23	NTN 健康保険組合	大阪府
24	SCSK健康保険組合	東京都
25	SK健康保険組合	和歌山県
26	SMBC ファイナンスサービス健康保険組合	愛知県
27	T&D フィナンシャル生命健康保険組合	東京都
28	TCSグループ健康保険組合	東京都
29	TISインテックグループ健康保険組合	富山県
30	TMG 健康保険組合	埼玉県
31	UACJ 健康保険組合	愛知県
32	USEN-NEXT GROUP 健康保険組合	大阪府
33	愛三工業健康保険組合	愛知県
34	アイシン健康保険組合	愛知県
35	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
36	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県

37	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
38	愛知製鋼健康保険組合	愛知県
39	愛鉄連健康保険組合	愛知県
40	あおみ建設健康保険組合	東京都
41	青森銀行健康保険組合	青森県
42	青山商事健康保険組合	広島県
43	曙ブレーキ工業健康保険組合	埼玉県
44	アコム健康保険組合	東京都
45	旭化成健康保険組合	宮崎県
46	アサヒグループ健康保険組合	東京都
47	朝日新聞健康保険組合	東京都
48	旭ファイバーグラス健康保険組合	神奈川県
49	味の素健康保険組合	東京都
50	麻生健康保険組合	福岡県
51	アビーム健康保険組合	東京都
52	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
53	尼崎信用金庫健康保険組合	兵庫県
54	アマゾンジャパン健康保険組合	東京都
55	アルプス電気健康保険組合	東京都
56	飯野健康保険組合	東京都
57	イオン健康保険組合	千葉県
58	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府

59	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
60	イズミグループ健康保険組合	広島県
61	イズミヤグループ健康保険組合	大阪府
62	出光興産健康保険組合	千葉県
63	伊藤忠連合健康保険組合	東京都
64	イノアック健康保険組合	愛知県
65	茨城県自動車販売健康保険組合	茨城県
66	茨城県農協健康保険組合	茨城県
67	イマジカ健康保険組合	東京都
68	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都
69	岩手銀行健康保険組合	岩手県
70	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都
71	宇部興産健康保険組合	山口県
72	ウラベ健康保険組合	広島県
73	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
74	永大産業健康保険組合	大阪府
75	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
76	エクセディ健康保険組合	大阪府
77	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都
78	荏原健康保険組合	東京都
79	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
80	遠州鉄道健康保険組合	静岡県

81	王子製紙健康保険組合	東京都
82	オークマ健康保険組合	愛知県
83	大阪織物商健康保険組合	大阪府
84	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
85	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
86	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
87	大阪港湾健康保険組合	大阪府
88	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
89	大阪紙商健康保険組合	大阪府
90	大阪自転車健康保険組合	大阪府
91	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
92	大阪食糧連合健康保険組合	大阪府
93	大阪装粧健康保険組合	大阪府
94	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
95	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
96	大阪府管工事業健康保険組合	大阪府
97	大阪府建築健康保険組合	大阪府
98	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
99	大阪府石油健康保険組合	大阪府
100	大阪府電気工事健康保険組合	大阪府
101	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
102	大阪線材製品健康保険組合	大阪府

103	大阪薬業健康保険組合	大阪府
104	大阪読売健康保険組合	大阪府
105	大沢健康保険組合	東京都
106	沖電気工業健康保険組合	東京都
107	沖縄電力健康保険組合	沖縄県
108	オムロン健康保険組合	京都府
109	オリジン健康保険組合	埼玉県
110	オリンパス健康保険組合	東京都
111	海空運健康保険組合	東京都
112	外国運輸金融健康保険組合	東京都
113	花王健康保険組合	東京都
114	科学技術健康保険組合	埼玉県
115	河西工業健康保険組合	神奈川県
116	片倉健康保険組合	東京都
117	学研健康保険組合	東京都
118	神奈川県運輸業健康保険組合	神奈川県
119	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
120	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
121	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
122	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
123	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
124	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県

125	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
126	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
127	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
128	カネカ健康保険組合	大阪府
129	川口工業健康保険組合	埼玉県
130	川崎汽船健康保険組合	東京都
131	川崎重工業健康保険組合	兵庫県
132	玩具人形健康保険組合	東京都
133	がん研究会健康保険組合	東京都
134	管工業健康保険組合	東京都
135	観光産業健康保険組合	東京都
136	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
137	関西ペイント健康保険組合	兵庫県
138	関東ITソフトウェア健康保険組合	東京都
139	関東信用組合連合健康保険組合	東京都
140	関東百貨店健康保険組合	東京都
141	機缶健康保険組合	東京都
142	キクチ健康保険組合	愛知県
143	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
144	キタムラ健康保険組合	宮:(宮崎県)
145	キッセイ健康保険組合	長野県
146	岐阜信用金庫健康保険組合	岐阜県

147	岐阜繊維健康保険組合	岐阜県
148	紀文健康保険組合	東京都
149	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
150	九州電力健康保険組合	福岡県
151	キューピー・アヲハタ健康保険組合	東京都
152	共栄火災健康保険組合	東京都
153	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
154	京三製作所健康保険組合	神奈川県
155	京都銀行健康保険組合	京都府
156	京都信用金庫健康保険組合	京都府
157	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
158	京都府農協健康保険組合	京都府
159	極東開発健康保険組合	兵庫県
160	きらぼし銀行健康保険組合	東京都
161	キンビール健康保険組合	東京都
162	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
163	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
164	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府
165	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
166	クボタ健康保険組合	大阪府
167	熊本銀行健康保険組合	熊本県
168	熊本県自動車販売店健康保険組合	熊本県

169	倉敷中央病院健康保険組合	岡山県
170	倉紡健康保険組合	岡山県
171	グリコ健康保険組合	大阪府
172	来島どつく健康保険組合	愛媛県
173	くろがね健康保険組合	大阪府
174	ゲンゼ健康保険組合	京都府
175	群馬銀行健康保険組合	群馬県
176	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
177	計機健康保険組合	東京都
178	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
179	経済団体健康保険組合	東京都
180	京阪グループ健康保険組合	大阪府
181	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合	愛知県
182	小糸健康保険組合	東京都
183	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
184	公庫関係健康保険組合	東京都
185	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
186	鴻池健康保険組合	大阪府
187	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
188	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
189	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
190	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県

191	小倉記念病院健康保険組合	福岡県
192	小松製作所健康保険組合	東京都
193	コムシスホールディングス健康保険組合	東京都
194	五洋建設健康保険組合	東京都
195	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
196	コロナ健康保険組合	新潟県
197	近藤紡績健康保険組合	愛知県
198	サーラグループ健康保険組合	愛知県
199	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
200	酒フーズ健康保険組合	東京都
201	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
202	佐藤工業健康保険組合	東京都
203	サノヤス健康保険組合	大阪府
204	山陰自動車業健康保険組合	島根県
205	三機工業健康保険組合	東京都
206	三岐しんきん健康保険組合	岐阜県
207	産業機械健康保険組合	東京都
208	サンデン健康保険組合	群馬県
209	サントリー健康保険組合	大阪府
210	三陽商会健康保険組合	東京都
211	シーイーシー健康保険組合	東京都
212	シーガイアフェニックス健康保険組合	宮崎県

213	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
214	ジェイティ健康保険組合	東京都
215	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
216	ジェーシービー健康保険組合	東京都
217	塩野義健康保険組合	大阪府
218	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
219	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
220	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
221	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
222	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
223	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
224	資生堂健康保険組合	東京都
225	自動車振興会健康保険組合	東京都
226	芝浦機械健康保険組合	静岡県
227	シバタ工業健康保険組合	兵庫県
228	ジブラルタ健康保険組合	東京都
229	島津製作所健康保険組合	京都府
230	シミックグループ健康保険組合	東京都
231	シャープ健康保険組合	大阪府
232	ジャパンビバレッジ健康保険組合	東京都
233	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都
234	出版健康保険組合	東京都

235	商船三井健康保険組合	東京都
236	松竹健康保険組合	東京都
237	昭和産業健康保険組合	東京都
238	昭和電工健康保険組合	東京都
239	昭和飛行機健康保険組合	東京都
240	信越化学健康保険組合	東京都
241	神鋼商事健康保険組合	大阪府
242	新生銀行健康保険組合	東京都
243	すかいらーくグループ健康保険組合	東京都
244	スクロール健康保険組合	静岡県
245	スズキ健康保険組合	静岡県
246	スズケン健康保険組合	愛知県
247	住商連合健康保険組合	大阪府
248	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
249	住友商事健康保険組合	大阪府
250	住友生命健康保険組合	大阪府
251	スルガ銀行健康保険組合	静岡県
252	製紙工業健康保険組合	静岡県
253	西武健康保険組合	埼玉県
254	聖隷健康保険組合	静岡県
255	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
256	セコム健康保険組合	東京都

257	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
258	セメント商工健康保険組合	東京都
259	ゼロ健康保険組合	神奈川県
260	センコー健康保険組合	宮崎県
261	全国印刷工業健康保険組合	東京都
262	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
263	全国硝子業健康保険組合	東京都
264	全国商品取引業健康保険組合	東京都
265	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
266	全日本空輸健康保険組合	東京都
267	全農健康保険組合	東京都
268	全労済健康保険組合	東京都
269	総合警備保障健康保険組合	東京都
270	倉庫業健康保険組合	東京都
271	双日健康保険組合	東京都
272	象印マホービン健康保険組合	大阪府
273	測量地質健康保険組合	東京都
274	ソニー健康保険組合	東京都
275	第一三共グループ健康保険組合	東京都
276	ダイエー健康保険組合	東京都
277	大京健康保険組合	東京都
278	ダイキン工業健康保険組合	大阪府

279	大建工業健康保険組合	大阪府
280	大広健康保険組合	大阪府
281	大正製薬健康保険組合	東京都
282	ダイセル健康保険組合	大阪府
283	大東建託健康保険組合	東京都
284	大同生命健康保険組合	大阪府
285	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
286	大日精化健康保険組合	東京都
287	大日本塗料健康保険組合	大阪府
288	大日本印刷健康保険組合	東京都
289	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
290	ダイハツ健康保険組合	大阪府
291	ダイハツ系連合健康保険組合	大阪府
292	大平洋金属健康保険組合	東京都
293	太陽生命健康保険組合	東京都
294	太陽誘電健康保険組合	群馬県
295	大和証券グループ健康保険組合	東京都
296	ダイワボウi健康保険組合	大阪府
297	高島屋健康保険組合	大阪府
298	高田工業所健康保険組合	福岡県
299	宝グループ健康保険組合	京都府
300	タカラベルモント健康保険組合	大阪府

301	タクマ健康保険組合	兵庫県
302	ダスキン健康保険組合	大阪府
303	タツタ電線健康保険組合	大阪府
304	タムラ製作所健康保険組合	東京都
305	地域医療機能推進機構健康保険組合	東京都
306	千葉県トラック健康保険組合	千葉県
307	千葉県農協健康保険組合	千葉県
308	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都
309	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
310	中部電力健康保険組合	愛知県
311	中部日本放送健康保険組合	愛知県
312	通信機器産業健康保険組合	東京都
313	ツガミ健康保険組合	新潟県
314	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
315	ツルハホールディングス健康保険組合	北海道
316	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
317	鉄道弘済会健康保険組合	東京都
318	電興健康保険組合	東京都
319	電設工業健康保険組合	東京都
320	電線工業健康保険組合	大阪府
321	デンソー健康保険組合	愛知県
322	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県

323	東亜合成健康保険組合	東京都
324	東亜道路健康保険組合	東京都
325	東海カーボン健康保険組合	東京都
326	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
327	東京アパレル健康保険組合	東京都
328	東京医科大学健康保険組合	東京都
329	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
330	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
331	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
332	東京織物健康保険組合	東京都
333	東京ガス健康保険組合	東京都
334	東京紙商健康保険組合	東京都
335	東京貨物運送健康保険組合	東京都
336	東京機械健康保険組合	東京都
337	東京機器健康保険組合	東京都
338	東京計器健康保険組合	東京都
339	東京化粧品健康保険組合	東京都
340	東京港健康保険組合	東京都
341	東京港運健康保険組合	東京都
342	東京広告業健康保険組合	東京都
343	東京実業健康保険組合	東京都
344	東京自動車教習所健康保険組合	東京都

345	東京自動車サービス健康保険組合	東京都
346	東京証券業健康保険組合	東京都
347	東京スター銀行健康保険組合	東京都
348	東京製綱健康保険組合	東京都
349	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
350	東京鐵鋼健康保険組合	栃木県
351	東京都医業健康保険組合	東京都
352	東京都家具健康保険組合	東京都
353	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
354	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
355	東京都食品健康保険組合	東京都
356	東京都電気工事健康保険組合	東京都
357	東京都土木建築健康保険組合	東京都
358	東京都ニット健康保険組合	東京都
359	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
360	東京都報道事業健康保険組合	東京都
361	東京都木材産業健康保険組合	東京都
362	東京トラック事業健康保険組合	東京都
363	東京不動産業健康保険組合	東京都
364	東京薬業健康保険組合	東京都
365	東芝健康保険組合	神奈川県
366	東部ゴム健康保険組合	東京都

367	東武鉄道健康保険組合	東京都
368	東プレ健康保険組合	神奈川県
369	東宝健康保険組合	東京都
370	東邦ガス健康保険組合	愛知県
371	東洋製罐健康保険組合	東京都
372	東レ健康保険組合	滋賀県
373	トータルビューティー健康保険組合	京都府
374	徳洲会健康保険組合	大阪府
375	特種東海健康保険組合	静岡県
376	栃木銀行健康保険組合	栃木県
377	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
378	トッパングループ健康保険組合	東京都
379	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
380	豊田合成健康保険組合	愛知県
381	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
382	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
383	豊田通商健康保険組合	愛知県
384	トヨタ販売連合健康保険組合	愛知県
385	トランス・コスモス健康保険組合	東京都
386	ナイスグループ健康保険組合	神奈川県
387	ナオリ健康保険組合	愛知県
388	長瀬産業健康保険組合	大阪府

389	長野県機械金属健康保険組合	長野県
390	名古屋木材健康保険組合	愛知県
391	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
392	ナブテスコグループ健康保険組合	兵庫県
393	南海電気鉄道健康保険組合	大阪府
394	南都銀行健康保険組合	奈良県
395	ニコン健康保険組合	東京都
396	西日本シティ銀行健康保険組合	福岡県
397	西日本新聞社健康保険組合	福岡県
398	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
399	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
400	ニチアス健康保険組合	東京都
401	日油健康保険組合	東京都
402	日活健康保険組合	東京都
403	日研グループ健康保険組合	東京都
404	日工健康保険組合	兵庫県
405	日産自動車健康保険組合	神奈川県
406	日新健康保険組合	神奈川県
407	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
408	日清製粉健康保険組合	東京都
409	日鉄物産健康保険組合	東京都
410	日東電工健康保険組合	大阪府

411	日本合板健康保険組合	東京都
412	日本発条健康保険組合	神奈川県
413	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
414	日本板硝子健康保険組合	大阪府
415	日本金型工業健康保険組合	東京都
416	日本軽金属健康保険組合	東京都
417	日本航空健康保険組合	東京都
418	日本高速道路健康保険組合	東京都
419	日本国土開発健康保険組合健康保険組合	東京都
420	日本コロムビア健康保険組合	東京都
421	日本情報機器健康保険組合	東京都
422	日本情報産業健康保険組合	東京都
423	日本製鋼所健康保険組合	東京都
424	日本製紙健康保険組合	東京都
425	日本製鉄健康保険組合	東京都
426	日本製粉健康保険組合	東京都
427	日本赤十字社健康保険組合	東京都
428	日本電産コパル健康保険組合	東京都
429	日本道路健康保険組合	東京都
430	日本特殊陶業健康保険組合	愛知県
431	日本年金機構健康保険組合	東京都
432	日本ハム健康保険組合	大阪府

433	日本ペイント健康保険組合	大阪府
434	日本放送協会健康保険組合	東京都
435	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
436	日本ユニシス健康保険組合	東京都
437	農林水産関係法人健康保険組合	東京都
438	ノバルティス健康保険組合	東京都
439	野村健康保険組合	大阪府
440	野村証券健康保険組合	東京都
441	パーソルキャリア健康保険組合	東京都
442	パイロット健康保険組合	東京都
443	パッケージ工業健康保険組合	東京都
444	パナソニック健康保険組合	大阪府
445	万代健康保険組合	大阪府
446	バンテック健康保険組合	千葉県
447	東淀川健康保険組合	大阪府
448	肥後銀行健康保険組合	熊本県
449	日立健康保険組合	東京都
450	ビックカメラ健康保険組合	東京都
451	日野自動車健康保険組合	東京都
452	百五銀行健康保険組合	三重県
453	百十四銀行健康保険組合	香川県
454	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県

455	兵庫県建築健康保険組合	兵庫県
456	兵庫県信用金庫健康保険組合	兵庫県
457	兵庫自動車販売店健康保険組合	兵庫県
458	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
459	福井銀行健康保険組合	福井県
460	福山通運健康保険組合	広島県
461	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
462	富士車輛健康保険組合	滋賀県
463	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
464	富士通健康保険組合	神奈川県
465	富士電機健康保険組合	東京都
466	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
467	不二家健康保険組合	東京都
468	双葉電子健康保険組合	千葉県
469	ブラザー健康保険組合	愛知県
470	ブリヂストン健康保険組合	東京都
471	プリマハム健康保険組合	東京都
472	古河電工健康保険組合	神奈川県
473	プルデンシャル健康保険組合	東京都
474	平和堂健康保険組合	滋賀県
475	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県
476	北陸情報産業健康保険組合	石川県

477	北海道医療健康保険組合	北海道
478	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
479	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
480	北海道農業団体健康保険組合	北海道
481	北國新聞健康保険組合	石川県
482	ボッシュ健康保険組合	埼玉県
483	保土谷化学健康保険組合	東京都
484	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
485	ホンダ健康保険組合	東京都
486	前田道路健康保険組合	東京都
487	マキタ健康保険組合	愛知県
488	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県
489	マルハニチロ健康保険組合	東京都
490	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
491	三重県農協健康保険組合	三重県
492	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
493	ミサワホーム健康保険組合	東京都
494	三井化学健康保険組合	東京都
495	三井住友海上健康保険組合	東京都
496	三井住友トラスト・グループ健康保険組合	東京都
497	三井物産健康保険組合	東京都
498	ミットヨ健康保険組合	神奈川県

499	ミツバ健康保険組合	群馬県
500	三菱UFJ銀行健康保険組合	東京都
501	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
502	三菱自動車健康保険組合	東京都
503	三菱重工健康保険組合	東京都
504	三菱製鋼健康保険組合	東京都
505	三菱製紙健康保険組合	東京都
506	三菱電機健康保険組合	東京都
507	三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合	東京都
508	みづほ健康保険組合	兵庫県
509	宮崎銀行健康保険組合	宮崎県
510	明治グループ健康保険組合	東京都
511	明治安田生命健康保険組合	東京都
512	明電舎健康保険組合	東京都
513	名糖健康保険組合	東京都
514	持田製薬健康保険組合	東京都
515	森永健康保険組合	東京都
516	ヤクルト健康保険組合	東京都
517	安川電機健康保険組合	福岡県
518	安田日本興亜健康保険組合	東京都
519	山崎製パン健康保険組合	東京都
520	やまと健康保険組合	東京都

521	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
522	ヤマハ健康保険組合	静岡県
523	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
524	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
525	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
526	ユニチカ健康保険組合	大阪府
527	横河電機健康保険組合	東京都
528	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
529	横浜港運健康保険組合	神奈川県
530	横浜ゴム健康保険組合	東京都
531	吉野工業所健康保険組合	東京都
532	吉原商品健康保険組合	東京都
533	ライク健康保険組合	大阪府
534	楽天健康保険組合	東京都
535	リクルート健康保険組合	東京都
536	理研健康保険組合	東京都
537	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都
538	リゾートトラスト健康保険組合	愛知県
539	ルネサス健康保険組合	東京都
540	レナウングループ健康保険組合	東京都
541	レンゴー健康保険組合	大阪府
542	ロイヤル健康保険組合	福岡県

543	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
544	ローソン健康保険組合	東京都
545	ワールド健康保険組合	兵庫県
546	早稲田大学健康保険組合	東京都

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	東京都
2	全国板金業国民健康保険組合	東京都
3	全国建設工事業国民健康保険組合	東京都
4	全国土木建築国民健康保険組合	東京都
5	岐阜県医師国民健康保険組合	岐阜県
6	岐阜県建設国民健康保険組合	岐阜県
7	福岡県医師国民健康保険組合	福岡県
8	福岡県歯科医師国民健康保険組合	福岡県
9	福岡県薬剤師国民健康保険組合	福岡県
10	熊本県医師国民健康保険組合	熊本県
11	熊本県歯科医師国民健康保険組合	熊本県
12	大分県医師国民健康保険組合	大分県

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、令和2年10月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療

② 協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和2年7月豪雨について」>「健康・医療」>「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[熊本県]

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福岡県]
大牟田市、八女市(国保のみ)、久留米市(介護のみ)
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[鹿児島県]

出水市(国保のみ)、伊佐市、鹿屋市(介護のみ)、曾於市
鹿児島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[大分県]

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
大分県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岐阜県]

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
岐阜県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[長野県]

長野県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。